

改葬許可申請の手引き

令和2年9月25日作成
令和6年9月26日更新

「法」・・・墓地、埋葬等に関する法律

「規則」・・・墓地、埋葬等に関する法律施行規則

「改葬」・・・墓に埋葬した死体や収蔵した焼骨を、他の墓に移すこと。（法第2条第3項）

1. 改葬許可申請とは・・・

墓地や納骨堂に埋蔵（土葬）又は収蔵（火葬）（以下「収蔵等」という。）されている遺体（土葬）又は遺骨（火葬）（以下「遺骨等」という。）を、他の墓地等に移すことを改葬といいます。

改葬にあたっての手続きは「墓地、埋葬等に関する法律」で定められており、現在遺骨等が埋蔵又は収蔵等されている墓地等のある市町村に改葬許可を申請する必要があります。

改葬先が決まっていない場合は、改葬許可を申請することはできません。

2. 改葬手続きの流れ

（1）改葬先の墓園等を確保する。

（2）改葬許可申請書を市から入手する。

（3）申請書に必要事項を記入する。

（4）現在のお墓のある墓園等の管理者から申請書に収蔵等を証明する押印をもらう。

※他に現在の墓園等で手続きが必要な場合があるので、管理者からの指示に対応してください。

（5）申請書を市に提出し、改葬許可証を受け取る。（改葬予定の1週間程度前に提出）

（6）墓園等から遺骨を取り出す。

（7）改葬先の墓園等で遺骨の収蔵等を行う。

3. 必要書類について（規則第2条第1項および第2項）

☐改葬許可申請書

「1体の場合」と「複数体の場合」2種類の申請書があります。

☐現在の墓園等の埋葬（収蔵）証明

改葬許可申請書の中に証明欄を設けています。墓園等により別紙でも可

☐改葬先の墓園等の受入証明

受入証明が無い場合、墓園等の使用許可証または権利証のコピーも可

☐現在のお墓の使用者からの委任状

申請者が現在のお墓の使用者（又はお墓の土地所有者）以外の場合に必要。

☐申請者の本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード・住基カード・健康保険証等を提示。

郵送の場合、コピー可

《代理人が申請される場合は、代理人の本人確認書類をお願いします。》

☐現地確認用の地図（見取図）

申請の際には、現在の墓園等の写真及び地図若しくは見取図をご提出ください。

《写真はお墓の全体像と戒名の載っている所の写真をお願いします。》

☐返信用の封筒

郵送の場合必要。110円切手を貼って自宅住所をご記入ください。

4. 申請書の記載について

☐ 別紙の記載例を参照のこと（申請書の内容は、規則第2条第1項に基づく）

☐ 複数体の申請の場合、別紙の記載例を参照のこと

（申請書の内容は、規則第2条第1項に基づく）

5. 改葬手続の申請者について

☐ 原則、現在のお墓の使用者（又はお墓の土地所有者）が申請者となる。

☐ 現在のお墓の使用者（又はお墓の土地所有者）以外の者が申請者となる場合は、別紙の委任状を添付すること（別紙の委任状は、規則第2条第2項第2号に基づく承諾書のこと）